

購入規約

第4章 出店会員の定める追加条項について

第1条 趣旨

- 1.本章で定める追加条項は、MP 会員と出店会員の間に成立する出店会員商品の取引契約につき、出店会員が個別に定める取引条件となります。本章で定める各条項は、便宜上、第1条から始まる形で構成されておりますが、本章は、前章までの各条項に続くものであり、本規約の一部をなすものとなります。
- 2.本規約における前章までの各条項、他の規約及び取引に関するその他契約との優劣関係は、前章までの各条項に定められた内容に従うものとします。
- 3.本章で用いられる用語の定義についても前章までの各条項に定められた内容に従うものとします。

第2条 出店会員商品の取引契約

- 1.MP 会員は、本規約及び別に定める商品ごとの使用許諾条件の内容に同意の上、コンソーシアム所定の方式により商品の購入を申し込むものとします。MP 会員からの購入申込みに対し、コンソーシアム所定の方式により出店会員が承諾した時点で、出店会員商品の取引契約が成立するものとします。
- 2.出店会員は、購入申込みの承諾に先立ち、MP 会員及び申込み内容の個別審査を行います。個別審査にあたっては、必要書類等の提出や必要事項の確認にご協力いただく場合がございます。
- 3.商品の代金等は、コンソーシアムが代行して請求いたしますので、コンソーシアム所定の方式によりコンソーシアムに対してお支払いください。
- 4.出店会員は、コンソーシアムより入金確認の連絡を受けた時点より、商品提供のための準備を開始いたします。出店会員は、コンソーシアム所定の方法による商品受け取りに必要な手続の完了をもって、商品提供を履行したものといたします。MP 会員は、コンソーシアム所定の方法に従い商品をお受け取りください。

第3条 出店会員によるサポート

1. 商品に関する出店会員によるサポートの内容及び範囲は、商品の紹介ページに記載の内容をご参照ください。

2. 取引契約とは別に保守契約を締結した商品については、そちらの内容が優先して適用されます。

第4条 取消し・返品

1. 出店会員による承諾後の申込み取消し、入金後の返品・返金は、原則として、お断りしております。
2. MP 会員が第 11 条第 1 項各号に該当した場合には、返品・返金に応じることはございません。
3. 正当な理由なく申込み取消し、返品がなされた場合には、出店会員に生じた損害の賠償請求をいたします。

第5条 出店会員の責任及び免責

1. 出店会員は、コンソーシアムの提供する本サービスが適切に稼動しなかったことによって生じる MP 会員の損害につき一切責任を負わないものとします。
2. 出店会員は、コンソーシアムの行う販売の委託・代金の請求代行等の不履行に基づき生じた MP 会員の損害につき一切責任を負わないものとします。
3. 出店会員は、MP 会員が登録する文章、その他本サービスを通じて提供される情報及び取引契約に関連して提供される情報等は、すべてその時点における真実かつ真意に基づくものであるとみなし、理由の如何を問わず、その完全性、正確性、安全性等を欠くことによって生じた責任はすべて MP 会員が負うものとし、MP 会員の損害につき出店会員は一切責任を負わないものとします。

第6条 損害賠償

出店会員が MP 会員に対して取引契約に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、その原因如何にかかわらず、MP 会員に直接かつ現実に生じた通常の損害とし、その上限は当該商品の代金を上限とします。

第7条 権利義務の譲渡

MP 会員は、出店会員の事前の書面による承諾を得た場合を除き、取引契約により生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第8条 知的財産権

1. 取引契約に基づき、出店会員が、取引の過程でなした発明、考案、意匠、回路配置の創作又は著作物に係わる権利は出店会員に帰属するものとします。

2.取引契約の履行にあたり、MP 会員は、第三者の知的財産権又はノウハウ等の営業秘密を侵害しないよう万全の注意を払い、第三者との間でこれに関する紛争が生じたときはこの旨を直ちに出店会員に書面にて通知し、その対応について協議するものとします。

第 9 条 個人情報等前章までに定められた MP 会員とコンソーシアムの間の「個人情報等について」に関する条項は、「コンソーシアム」を「出店会員」に読み替えて、MP 会員と出店会員の間の取引契約にも適用します。

第 10 条 守秘義務

MP 会員は、取引契約に関連して知り得た出店会員の経営上、営業上、技術上、製造上その他一切の秘密事項を、取引契約の目的の範囲内で使用するものとし、出店会員の書面による承諾なく第三者に開示・漏えいさせてはならず、秘密として適切な措置を講じるものとします。

第 11 条 契約の解除

1.出店会員は、MP 会員に次の各号の事由が一つでも生じたときは、MP 会員に対して何らの通知又は催告をすることなく、直ちに取引契約の全部又は一部について、履行を停止し、若しくは解除するとともに、又はこれに代えて自らが被った損害の賠償を請求することができることとします。

- a.本規約又は取引契約の取り決めに違反し、書面をもって違反是正の催告を受けた後 1 ヶ月を経過しても是正しないとき
- b.解散、合併又は取引契約に関連する事業の全部若しくは重要な一部の第三者への譲渡若しくは会社分割等をしようとしたとき
- c.財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- d.その他取引契約の履行若しくは継続が期待できないと認められる相当の事由があるとき
- e.マーケットプレイス会員規約に定められた禁止事項及び義務に違反する事由があるとき
- f.MP 会員資格を取り消され又は取り消されることが相当と認められる事由があるとき
- g.MP 会員を退会したとき
- h.その他、出店会員が取引を継続することが不相当と判断したとき

2.MP 会員は、自らが前項に定める契約の解除事由に該当した場合、出店会員に対する一切の金銭債務について何らの手続を要せず当然に期限の利益を失い、これを直ちに現金にて支払わなければならないものとします。

3.出店会員は、MP 会員が第 1 項に定める契約の解除事由に該当し、取引契約の全部又は一部を解除した場合、MP 会員に損害が生じても、これを一切賠償しません。

第 12 条 反社会的勢力の排除

- 1.出店会員は、MP 会員（MP 会員の顧客を含む）に次の各号の事由が一つでも生じたときは、前条第 1 項の規定を準用することとします。
 - a.暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であるとき
 - b.代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、又は取引先が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のあるとき
 - c.自ら又は第三者を利用して、出店会員に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えるとき
 - d.自ら又は第三者を利用して、出店会員に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
 - e.自ら又は第三者を利用して、出店会員の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をしたとき
 - f.自ら又は第三者を利用して、出店会員の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をしたとき
- 2.MP 会員は、自らが前項に定める契約の解除事由に該当した場合、前条第 2 項の規定を準用することとします。
- 3.出店会員は、MP 会員が第 1 項に定める契約の解除事由に該当し、取引契約の全部又は一部を解除した場合、前条第 3 項の規定を準用することとします。

第 13 条 協議条項本規約及び取引契約に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については、MP 会員と出店会員は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第 14 条 準拠法取引契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されるものとします。

第 15 条 紛争の解決本規約及び取引契約に関する MP 会員と出店会員の間の一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。